

社援保発 0331 第 2 号
令和 7 年 3 月 3 1 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課長
（ 公 印 省 略 ）

「生活保護の医療扶助における後発医薬品の使用促進について」の一部改正
について（通知）

生活保護の医療扶助における後発医薬品の使用促進については、「生活保護の医療扶助における後発医薬品の使用促進について」（平成 30 年 9 月 28 日社援保発第 0928 第 6 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）により取り扱うこととしているところであるが、今般、令和 6 年度診療報酬改定において先発医薬品（長期収載品）に係る選定療養の仕組みが導入されたことを踏まえ、別添のとおり改めることとしたので、御了知の上、その取扱いに遺漏のなきを期されたい。